

資料 2

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係部局間の総合調整に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項の検討及び連絡調整

(組織)

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、福祉保健部総括参事（地域福祉担当）をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、委員会に、必要な調査・研究等を行う組織として、作業部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

(別表)

政策推進部

安心安全室

市民文化部

市民協働推進室

産業労働にぎわい部

産業労働室

福祉保健部

総括参事（地域福祉担当）

地域福祉室 生活福祉課

地域福祉室 内本町地域保健福祉センター

地域福祉室 亥の子谷地域保健福祉センター

地域福祉室 総合福祉会館（地域包括支援センター）

高齢者くらし支援室 高齢生きがい課

高齢者くらし支援室 介護保険課

障害者くらし支援室

健康づくり推進室 保健センター

児童部

こども政策室

子育て支援室 子育て支援課

建設緑化部

道路安全室 交通政策課

教育委員会

学校教育部

学校教育室 指導課

地域教育部

生涯学習推進室 生涯学習課

青少年室